

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【24】
2. 日時：令和2年7月14日（火） 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他29名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 担当 他7名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年6月1日、6月12日、6月30日、7月10日及び7月13日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 格納容器の酸素濃度に関して、原子炉の運転サイクルの図に各原子炉モードスイッチの状態を記載するとともに、格納容器への窒素ガスの封入開始時点を明確にすること。
 - 格納容器の酸素濃度について、1. 8%と3. 5%の値の位置づけを整理して説明すること。
 - 中央制御室外原子炉停止盤について、低温停止への移行及び維持要求に対する保安規定上の扱いを整理して説明すること。
 - 非常用ディーゼル発電機燃料移送系について、軽油タンクから燃料デイトンクまでの移送ライン上の弁の取扱いを整理して説明すること。
 - 外部電源及び非常用ディーゼル発電機同時喪失時において、要求される措置及び完了時間の考え方について、保安規定第59条、第60条と第73条との関係性を整理した上で説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし